# 「茨城ローバースカウト協議会」規約

(名称)

- 第1条 この組織は、茨城ローバースカウト協議会と称する。
  - 英語表記は、Rover Scout Committee of Ibarakiとし、略語としてRCIと 称する。
  - 3 略称は、「茨ロー会(イバローカイ)」とする。

(目的)

第2条 ローバースカウトは、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程に定められた教育の目的を達成するために活動することで、自らが「ちかい」及び「おきて」を各自の生活に、より強力に具現化する機会を得るとともに、自らの有為の生涯を築き、社会に奉仕する精神と体力を養うことを目指す。そこで、この組織は茨城のローバースカウト同士が「品性の陶冶」たる目標を自ら高め合う活動の場とし、かつ、ボーイスカウト茨城県連盟の活動の活性化とボーイスカウト運動の発展に寄与することを目的とする。

## (活動の方針)

第3条 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程に基づき、茨城ローバースカウト協議会の活動は、憲章で定めた自治規則に則り、活動の目標を定めて自主的に運営され、ローバースカウト自ら実施する自己研鑽と、所属隊・茨城ローバースカウト協議会が行う奉仕活動、その他の社会活動によって行われる。

(構成)

- 第4条 この組織は、18歳以上25歳以下でローバースカウトまたは指導者として、 茨城県連盟に加盟登録する者。さらに、茨城県内に居住している他県連の対 象年齢の加盟登録者を対象とする(以下「構成員」という)。
  - 2 茨城ベンチャー・ユース・リーグ(IVY-League)の中のローバースカウト 部門として構成される。

## (事業)

- 第5条 この組織は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 総会の開催
  - (2) 茨城ローバースカウト協議会の定期的な活動
  - (3) 県連盟、各地区の事業への参画
  - (4) 地域社会への奉仕
  - (5) ビーバー隊、カブ隊、ボーイ隊、ベンチャー隊の訓練指導の奉什
  - (6) 国際組織、国際社会の一員としての国際活動、国際協力の活動
  - (7) 茨城県内におけるボーイスカウト運動への啓発活動
  - (8) 奉仕能力を向上させるための自己啓発活動
  - (9) その他必要な事業
  - 2 茨城ローバースカウト協議会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31 日をもって終わる。

## (総会)

- 第6条 この組織は、原則1年に1回、県連盟総会の前に総会を開催する。
  - 2 総会は構成員の参加によって行い、全て公開するものとする。
  - 3 構成員は、発言し、決議に加わる。
  - 4 決議については、総会に参加した構成員(委任状による参加も含む)の過半数の賛成をもって可決する。
  - 5 総会における決議事項は次の通りとする。
  - (1) 前年度の事業報告・予算要求案
  - (2) 運営委員の選出
  - (3) 当年度の事業計画
  - (4) その他重要な事項

#### (運営委員会)

第7条 この組織は事業の遂行にあたり、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、運営委員、アドバイザーのほか、議長が指名する者で構成する。
- 3 運営委員会は、必要に応じ議長が招集する。
- 4 運営委員会の構成は次の通りである。
- (1) 議長(1名)・・・茨城ローバースカウト協議会、運営委員会をまとめ、この会の責任者とする。
  - 任期は1年とし、翌年度2か月を円滑な議会の進行をサポートするものと する。 なお再任は妨げない。
- (2) 副議長(2名)・・・議長を補佐し、議長が不在のときはこれを代理する。
  - 任期は1年とし、翌年度2か月を円滑な議会の進行をサポートするものと する。なお再任は妨げない。
- (3) 運営委員(若干名)・・・運営委員会の中で必要とされた役務を担当する。
  - 任期は1年とし、再任を妨げない。
- (4) RCJ県代表(1名)・・・全国ローバースカウト会議(RCJ)の茨城県の代表になる。任期は1年とし、再任を妨げない。 RCJ県代表はこの構成員の中から選出する。
- (5) 事務長(1名)・・・茨城ローバースカウト協議会、運営委員会の 事務一般を取り扱う。任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 運営委員経験者においては運営の継続を確保するために、支援する。

## (運営委員の選出)

- 第8条 この組織は、運営委員会の委員を総会において選出する。
  - 2 選出する運営委員は、次の通りとする。
  - (1) 運営委員と役員補佐は、本規約第4条を満たした構成員である。
  - (2) 運営委員は、茨城ローバースカウト協議会の活動を推進する者で、運営 委員会内の役務の兼務は行わない。 ただし、RCJ県代表はその限りでは ない。

3 構成員の中から、本規約第7条第4項に定める者を互選によって決める。

(アドバイザー)

- 第9条 この組織は、運営に携わる助言を求める者として必要に応じてアドバイザーを求める事ができる。
  - 2 アドバイザーは青年の教育を託するに足る品件と経歴を有する者とする。
  - 3 人数は若干名とし、議長が推薦し、運営委員会が承認する。選任後は、す みやかに県コミッショナーに報告するものとする。

## (青年参画)

第10条 この組織は、青年の意思決定への参画を推進する。

(会計)

- 第11条 この組織運営にかかる費用は県連盟予算、寄附金等を持って当てる。
  - 2 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

# (規約改定)

第12条 規約改定については、総会の決議で決定する。

(付則)

第13条 本規約は令和5年7月〇日を持って成立し、施行する。